

貸借随意契約結果表

公表事項	内容
貸借主管課所名	教育委員会 生涯学習総合センター 指扇公民館
件名	さいたま市立指扇公民館外3館複写機貸借業務
借入場所	さいたま市立指扇公民館 さいたま市西区西大宮2-13-1 さいたま市立馬宮公民館 さいたま市西区西遊馬236-2 さいたま市立植水公民館 さいたま市西区中野林173-2 さいたま市立内野公民館 さいたま市西区三橋6-1457-1
契約締結日	令和6年2月28日
契約の相手方名	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)埼玉支社
契約金額	44,880円 (月額)
随意契約によることとした理由	<p>本貸借契約は、区内公民館で使用する複写機を貸借するものである。</p> <p>本契約は月額の賃借料と使用料の複数単価契約であり、競争入札に適さないことから随意契約とした。</p> <p>また、見積徴収に際し、さいたま市内に事業所を置き、実績のある業者を選定した。その結果、賃借料と使用料を総合的に判断し、最も安価な当該業者と契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

様式第2号（第5条関係）

貸借随意契約結果表

公表事項	内容
貸借主管課所名	教育委員会事務局 生涯学習総合センター 大砂土公民館
件名	さいたま市立大砂土公民館外3館複写機貸借
借入場所	さいたま市北区本郷町284外
契約締結日	令和6年3月25日
契約の相手方名	(株)雄飛堂
契約金額	複写機貸借料 45,320円 (月額) 複写機使用料 2.2円 (1枚あたり)
随意契約によることとした理由	本貸借契約は、複写機貸借料と複写機使用料からなる複数単価契約であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約としたものである。